

子ども会安全共済会の説明

2025（令和7）年4月 福岡市子ども会育成連合会 安全部

1 安全共済とは

子ども会が主催する活動における「事故等のけが」や「病気」などを補償する共済金制度です。また、これとは別に、法律上の賠償責任が生じた際の保険にも加入しており、主催者以外の会員や第三者を死傷させたり、第三者の財物に損害を与えた場合等の賠償責任も補償を受けることができます。

2 補償される活動の対象

- (1) 活動計画に基づき、1名以上の指導者又は育成者の管理下にある活動。
- (2) 子ども会の活動を実施するために必要な調査、ならびに準備のための活動。
- (3) (1)に計画している活動の一環として参加する研修会、研究会及び会議に参加して行う活動。

※ 活動には、集合場所または解散場所と住居との「通常経路」の往復を含みます。

3 加入者の範囲

子ども会に所属する人。

※ 年齢の要件はなく、0歳児から加入できます。なお、4/1現在3歳以下の乳幼児は、保護者と同時に共済に加入して、活動にもその保護者と参加することが必要です。

4 共済の金額

医療共済金（けがや病気の場合）

→健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度額50万円）

※ その他、死亡や後遺障害の共済金、賠償責任保険金があります。

5 共済の掛金等

共済の掛金は、共済書類の提出にあわせて納入いただく、「福岡市子ども会育成連合会会費」の200円から支払われるため、別に納める必要はありません。

なお、掛金は全国子ども会連合会の運営費を含めて70円です。

6 加入の特例

年度初めの申し込み分は、5月末までに加入書類の提出と会費の納入を済ませれば、4月1日にさかのぼって補償の対象になります。

※ 共済制度の詳細は、各校区にお送りしているパンフレット

「子ども会に入ろう」や全国子ども会連合会のHPをご覧ください。

http://www.kodomo-kai.or.jp/anzen_kyosaikai/

